

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 財産管理処分規程

2026年2月6日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（以下「当協会」という。）における財産の管理及び処分に関する基本的事項を定めたものであり、当協会の事業活動を適正かつ効率的に実施することを目的とする。

2 当協会の財産の管理及び処分に関しては、別に定めるものを除くほか、本規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 財産 当協会の所有に属する財産及び使用のため保管する財産（ただし、金銭、債権並びに他の規程等により管理及び処分するものを除く。）
- (2) 管理 財産の受入れ、保管及び使用を行うこと
- (3) 処分 使用を終えた財産の返却、譲渡又は廃棄等を行うこと

(財産の区分)

第3条 財産は、次の区分により分類整理しなければならない。

(1) 資産

財産のうち、次に掲げるもの（次号に定める物品を除く。）

ア 不動産等（従物及び使用のため受け入れる当協会の所有に属さない不動産等であって、契約等の期間満了後返却すべきものを含む。）

イ 知的財産権その他これに準ずる権利

(2) 物品

財産のうち、次に掲げるもの

ア 備品

使用可能期間が1年以上で取得価額が10万円以上のもの及び取得価額が3万円以上10万円未満で嚴重な管理が必要なもの（本号イからエに区分されるものを除く。）

イ 消耗品

使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満のもの（本号ウ又はエに区

分されるものを除く。)

ウ 借用動産

使用のため受け入れる当協会の所有に属さない動産であって、契約等の期間満了後返却すべきもの

エ その他

動物、材料品その他本号アからウに基づく取扱いが適切でないものと認めるものとして財務部長が定めるもの

第2章 財産の管理及び処分に係る組織

(財産の管理及び処分の指導統括)

第4条 財産の管理及び処分に係る事務の指導統括は、当協会経理規程第6条に定める経理責任者として財務部長が行う。

2 財務部長は、財産の管理及び処分の適正を期するため、財産に関する制度を整え、必要な調整を行う。

(財産の管理及び処分の分掌)

第5条 当協会事務局組織規程第5条に定める推進戦略室、各部において使用する財産の管理及び処分は、当該部等の部長級の職員（これに準ずる職にある者を含む。以下「部長等」という。）が行うものとする。

(財産管理者の設置)

第6条 部長等は、財産の管理事務を取り扱わせるため、当該部等に所属する課に財産管理者1人を置くものとする。

2 財産管理者は、当該部等に所属する課長職とする。

第3章 基本方針及び職員の職務

(財産調達及び管理の原則)

第7条 財産の管理及び処分に係る事務を行う職員は、この規程その他財産の管理に関する規程に従うほか、善良な管理者の注意をもってその事務を処理しなければならない。

2 財産の調達は、当協会が時限的な組織であることを踏まえ、経済合理性を考慮しつつ、賃貸借等による借用を行うなど当協会が取得する財産を極力少なくなるようにするとともに、調達の段階から使用後の取扱いを定めるよう努めなければならない。

3 財産は、常に善良な管理者の注意をもって取り扱うとともに、その目的及び用途に従い、最も効果的に使用しなければならない。

(借用財産の返却)

第8条 部長等は、契約等に基づき使用のために受け入れた当協会の所有に属さない財産(以下、借用財産という。)を、契約等の期間満了後、適切に返却しなければならない。

(財産の処分)

第9条 部長等は、その所管に属する財産(借用財産を除く。)を処分しようとするときは、経済合理性の観点から、適正な対価による譲渡(以下、有償譲渡という。)により処分しなければならない。ただし、次のいずれかに該当するものについては、無償譲渡、再生利用、廃棄その他の方法により処分することができる。

- (1) 処分価額が譲渡にあたり当協会に生じ得る費用を償えないもの
- (2) 入札等の手続きによっても、有償譲渡先のないもの
- (3) その他有償譲渡に適しないもの

(財産の処分に関する契約手続等)

第10条 部長等は、その所管に属する財産を有償譲渡する場合は、当該財産の処分方法及び処分価額に関する書類を添付して、決裁を行わなければならない。当該処分に係る契約にあたっては、当協会契約規程(以下、「契約規程」という。)を準用するものとする。なお、決裁区分については、当協会事務決裁規程(以下、「事務決裁規程」という。)別表4の規定による。

- 2 部長等は、その所管に属する財産を無償譲渡する場合は、前項と同様に決裁を行わなければならない。この場合において、契約規程及び事務決裁規程における予定価格を当該財産の取得価額と読み替えることとする。
- 3 部長等は、その所管に属する財産を有償譲渡又は無償譲渡以外の方法で処分する場合は、管理処分台帳への記録その他の方法で記録しておかななければならない。
- 4 当協会経理規程(以下、「経理規程」という。)に定める固定資産を処分するときは、経理規程第38条に定める固定資産管理者の事前承認を得るものとする。なお、本承認を得たものについては、本条第1項及び第2項に定める決裁で、経理規程第40条に定める処理を兼ねるものとする。

(公共用のための譲渡等に係る特例)

第11条 部長等は、第9条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当し、財務部長が財務及び会計上適当と認めるときは、財産を無償で譲渡することができる。

- (1) 国、地方公共団体又は公共的団体において公用、公共用又は公益事業の用に供するために譲渡するとき
- (2) 寄付又は協賛を受けた財産のうち、寄付等の条件として使用後の取扱いを定めたものを、その条件に従い譲渡するとき

2 前項の公共的団体に対する譲渡は、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）」第5条第3号及び第4号に違反しない場合に限る。

（補助事業に係る財産の処分）

第12条 「令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（令和4年法律第15号）」第11条の規定に基づく国際博覧会事業費補助金（2027年国際園芸博覧会事業）に係る財産の処分については、第9条の規定にかかわらず、有償譲渡、無償譲渡、再生利用又は廃棄のうちから、関係機関等との協議を踏まえて決定する方法によるものとする。

（債務の履行として行う財産の処分）

第13条 第9条の規定は、同条に定める財産の処分のうち、契約等に基づきその債務の履行として行うものについては、適用しない。

（財産の貸与）

第14条 部長等は、博覧会の運営上必要があると認められる場合は、その所管に属する財産を貸与することができる。

2 財産管理者は、財産を貸し付けるとき又は貸し付けた財産の返還を受けるときは、当該財産の貸付状況を記録するものとする。

（入札等参加資格審査・業者選定委員会の承認）

第15条 部長等は、財産の処分方法及び処分先の決定について、入札等参加資格審査・業者選定委員会に付議し、その承認を得るものとする。ただし、付議を要しない財産として財務部長が定めるものについては、この限りでない。入札等参加資格審査・業者選定委員会の運営については別に定める。

（財産の亡失及び損傷）

第16条 財産管理者は、その所管に属する財産について亡失、損傷その他の事故が発生したときは、部長等に報告しなければならない。

2 財産管理者は、前項の規定による報告をしたときは、財務部長に通知しなければならない。

（財産の所管換）

第17条 部長等は、その所管に属する財産の効率的な使用のため必要があると認めるときは、部長等又は財産管理者との間において、財産の所管を移すことができる。

2 部等との間で所管換えした場合には、第8条に定める借用財産の返却及び第9条

から第 12 条に定める財産の処分は、所管換えを受けた部等において行うものとする。

(管理処分台帳による記録等)

第 18 条 財産管理者は、財産の管理の状況等を明らかにするため、財務部長が定める管理処分台帳、又は財産管理者が財務部長と協議の上定める台帳に記録して整理しなければならない。ただし、次に掲げる財産については、記録を省略することができる。

- (1) 購入後直ちに消費し、又は贈与するもの
- (2) 官報、公報、新聞、雑誌その他これらに類する印刷物で保存する必要のないもの
- (3) 直ちに配布するために購入し、又は作成する印刷物その他これに類する物品

2 財産管理者は、前項の規定によりその所管に属する不動産等の資産の管理をするときは、台帳附属資料(財務部長が別に定める図面その他の資料をいう。)を保管しておかなければならない。

3 財産の受入れにかかる記録については、発注担当課における財産管理者が行うものとする。また、当該契約にかかる実施伺等において、財産の取得等の有無、台帳の記録等について決裁を受けるものとする。

(検査及び監督)

第 19 条 財務部長は、必要があると認めるときは、財産管理者の財産の管理の事務を検査することができる。

2 財務部長は、財産管理者の所掌事務を指導するものとし、必要な場合には報告を求めることができる。

3 部長等は、当該部の財産管理者の所掌事務を監督しなければならない。

(引継ぎ)

第 20 条 財産管理者の交代又は担当事務について変更があったときは、引継ぎを行うものとする。

2 前項の規定による引継ぎを行う場合において、前任者が死亡その他の事故により、引継ぎをすることができないときは、部長等は他の職員に命じて引継ぎをさせなければならない。

第 4 章 雑則

(様式)

第 21 条 この規程に定める様式は、別に定める。

附 則

この規程は、2026年2月6日から施行する。